

第144回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成27年5月15日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（11名）

遠藤宏子、片木克男、金山耕平、里見泰男、猿澤美鈴、谷本圭志、辻富美子、張漢賢、
徳嶋靖子、濱田香、佐々木秀明

2. 欠席者（5名）

門脇京子、木谷清人、島林昌子、坂本昭文、藤縄喜和

3. 説明のため出席した者

県土整備部 山口次長、技術企画課 福政課長、六條室長
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 前田室長

4. 傍聴者

13名

5. 事務局

技術企画課 岩田課長補佐、川原係長、和田土木技師
住まいまちづくり課 山根課長、松尾課長補佐
中部総合事務所県土整備局計画調査課 赤川課長

6. 開催日及び場所

日 時：平成27年5月15日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：県庁第12会議室（鳥取市東町1-220）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案第1号

倉吉都市計画道路の変更

議案第2号

大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取

（3）閉会

8. 会議議事

13:30 開会

(岩田課長補佐) それでは只今から第144回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆さまにはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。まず、本日もご出席いただいております委員の皆様のお出席者数でございますが、11名ということで全委員16名の過半数以上の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。なお、会議の進行上出席委員のご紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、参考にしていただければと存じます。続きまして、本日は傍聴に来られた方がおられますが、傍聴要領を定めておりますので、この場で読み上げさせていただきます。傍聴要領。2 会議の秩序の1 (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項。傍聴者は会議を傍聴する際は次の事項を守ってください。(1) 会議開催中は静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。(2) 騒ぎ立てるなど、議事を妨害しないでください。(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。なお、これにつきましては本日会長の方から録音の許可が得られましたので、録音は可能となっております。(5) 会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。それでは審議に先立ちまして、鳥取県県土整備部次長の山口からご挨拶申し上げます。

(山口次長) 皆さん、こんにちは。第144回の鳥取県都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、台風6号の通過など、なんだか急激に夏を連れてきたような天候の中で、また、本日もちょっと部屋の方が若干狭苦しく感じるものがあって、今日の審議会におきましては、まずそういう環境でやることをお詫び申し上げたいと思います。平成27年度も始まりまして1ヶ月半を超えましたが、4月早々には知事選、そして県議会選等々ございました。県の行政といたしましては、これらの選挙が終わりまして6月の定例議会が始まりますが、これからようやく本格的な動きを始める段階でございます。

一方では全国的に向けますと、本年度は地方創生元年ということがずっと言われております。これから本当に高齢化社会の中、どうやっていくのか、まして地方はどのようにその活力を得ながらやっていくのかということが、これこ

そまさしく今年度から各地域が切磋琢磨をしながらいかなければいけない年であろうかと思っているところでございます。

我々鳥取県といたしましても、この地方、地域創生の元年にあたりまして、知事の方から申し上げますように、トップランナーとして進めてまいりたいというふうに考えてございます。この意味合いというのは、やはり鳥取県、非常に豊かないろんな資源がございます。自然もそうです、人もそうです。しかしながら、なかなかそれが知られていないからこそ、なかなか来ていただけないということで、他県に比べて若干劣っていないかというご意見もございます。

一方では、そういう中で少子化が言われていることもございますけれども、だからこそ、こじんまりとして、そして機動力があるというのもこの鳥取県の良さではないかというふうに考えておるところであります。我々としましても今後こういった鳥取県の良さを大前面に出しつつ、より良い地域づくりと、それから安心・安全な地域づくりを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

こういった観点で考えてみますれば、この都市計画審議会というのは、正しくこれからの長いこの鳥取県の地域づくりの方向性、これをご議論いただくという非常に大事な場であろうかと思っております。そして、その観点におかれましては、今日の委員の先生方のいろいろな分野のこれまでのご経験、そしてご見識、これを遺憾なく忌憚ないご意見いただく、そして皆さまの合意の上のもとでより良い方向性を見出していくということで、この審議会のご審議を今まで以上にお伺い出来ればと思うものでございます。

本日、この議題につきましては、2件用意させていただいております。議案1つ目といたしましては、倉吉市の都市計画道路の変更でございます。これにつきましては、今年の4月に開校いたしました鳥取看護大学、この関連の都市計画道路の変更でございます。この正しく鳥取において大事な看護大学を含めた、そして倉吉市という中部域の中核都市のありかたを含めたご意見を承りたいと思っております。また、2つ目の案件といたしましては、前回の143回3月11日年度末でございますけれども予備審議していただきました吉方温泉4丁目地内におきます、大規模集客の施設の立地誘導条例に基づく意見照会、これについては本審議でお願いしたということでございます。

これにつきましては前回の審議会の予備審議の意見、これを踏まえまして、本日事務局の方から改めまして、この案件の内容で対応方針等についてご説明申し上げさせていただきまして、委員の先生方からもご意見をいただきたいというところでございます。

また、本日2件の案件、非常に重要な案件でございますけれども、どうぞ先生方のご見識を遺憾なくお聞かせいただきますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(岩田課長補佐) では、配布資料の確認をさせていただきます。まず、次第、委員名簿、配席表、議案概要、傍聴要領、それと2件ありますけれども議案説明資料、1つ目が倉吉都市計画道路の変更、2つ目が大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取となっております。資料の不足や印刷が不明瞭なものはございませんでしょうか。それでは会議を進めさせていただきます。議長の谷本会長、進行の方、よろしく願いいたします。

(谷本会長) 皆さん、こんにちは。大変暑くなっている半面、昨日びっくりしたんですけども、北海道で雪が降ったということで、改めて日本って多様な地域からなっているんだなということを改めて感じました。ちょっと信じられないですね、こんな蒸し蒸ししているのに。蒸し蒸しはしていますけども、大事な案件2つございます。先程、山口次長の方からありましたけども、倉吉都市計画道路の変更が1つ目です。2つ目が前回予備審議しました大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取ですね、この2つを進めさせていただきたいと思えます。では、恒例ですけども、審議に先立ちまして本日の議事録署名委員を指名させていただきます。片木委員と猿澤委員お願いいたします。よろしく願いいたします。じゃ、時間がないので早速議事に入りたいと思えます。それでは、議案第1号上井羽合線、上井東西線、八屋上井線、倉吉駅河北線、次は事務局から説明をお願いします。

(六條室長) 失礼します。技術企画課の六條と申します。座って説明させていただきます。それでは、議案1号ということで倉吉都市計画道路の変更について説明させていただきます。倉吉駅周辺の道路網4本の見直しということになります。まず、変更となりました背景について説明させていただきます。倉吉駅周辺におきましては平成19年から、こちらの資料の中にありますように、さまざまな道路ですとか、区画整理、また、学校とかいうことで事業が行われていろいろな整備が終わってきているところです。平成19年～27年までの10年弱の間に、まず倉吉駅のちょうど右側の図面でいきますと中央に倉吉駅がありますが、古い順からいきますと西側にあります天神川にかかる県道上井北条線、小田橋という県道橋がありますが、こちらの拡幅工事が完了したと、それから駅の西側を南北に通っております国道179号、そちらについては4車線で整備を進めていたところですけども、JRの跨線橋部分だけが2車線でしばらく供用していたんですが、これが21年の9月に4車線化がされる、さらに倉吉駅のちょうど北側にありますけれども、上井北条線という都市計画道路がございます。こちらにつきましては、沿道土地区画整理事業ということで、都市計画道路の周辺の土地も含めた区画整理と併せて街路の道路の方が平成24年2月に完成しております。

倉吉駅本体につきましては、平成24年の6月に橋上化という工事が終わっております。

それで、この春4月に倉吉駅の東側になりますけれども、鳥取短大の中に鳥取看護大学という大学が新たに開学ということになりました。このような道路や周辺の環境といったものがいろいろ変化してきたというところで、今回、駅周辺の都市計画道路について変更を行おうというものでございます。

倉吉駅を中心としました、この市街地におきましては、こちらの図面にあります、この今回の変更の対象になります赤、紫、緑、これ以外にもグレーが入っておりますが、こういった道路が全て都市計画道路ということで決定されております。この中で、今回この着色している道路を変更しようとするものでございます。

倉吉駅の北側とさっき説明しました看護大学に向かうところにつきましては、現在は駅の南側に出て、ちょっとバスターミナルがあるんですが、こちらからバスで行くとか、徒歩で行かれるないしは自転車で行かれるといったような方がおられるんですけども、なかなか利便性が悪いというようなところ、さらに駅北で発生する交通が、今は179号の跨線橋を通過して南側の駅周辺をぐるりと迂回して東の方に行くというような交通の流れがあるんですが、今回駅北部分とこの看護大学の間、現在は歩道もない3mぐらいの1車線の道路なんですけど、こちらの方を2車線の道路、さらに歩道が付いた道路というものを整備しまして、こちらの利便性の方を図っていくというところ、まず今回の全体の計画の中のスタート地点といったようなところでございます。

それで、変更の中身ですが、現在この赤のラインがございまして、都市計画道路でいきますと上井羽合線ということで、倉吉駅から北に向かって湯梨浜町に向かって行くところ、倉吉市の境界の部分にあたりますが、ここまでを決定しよう。この道路につきまして、先程も申しました駅の北側のこの道路部分こちらを延長して、看護大学の入口のところの交差点まで延長してやったらというのがこの赤の変更でございまして、これによりまして、看護大学へのアクセスですとか、倉吉駅の北側における東西方向の交通需要、こういったものを踏まえるというところでございます。

さらに2つ目としまして上井東西線という道路。現在は、上井河北中学校線ということで、もう179号の交差点から山根のあたりにちょうどさしかかったところですけども、ここまでを都市計画道路として決定してあります。それで、また後で説明しますが、この紫で示しています八屋福庭線、こちらの道路のちょうど中程で連絡するということまで決定する道路であります。

こちらにつきまして、先程のその赤の上井羽合線を看護大学前まで延伸することに伴いまして、1つネットワークを作ろうということで、この上井河北中学校線につきましても、東の方に延伸しましてこちらで連絡するということ、また、こちらのちょうど交差点のところ、従前、河北中学校があったんですが、最近この南の方に移転したということで、ここに中学校がなくなった理由

もあって、今回、道路名は東西に走る幹線というところで上井東西線という名称変更も行うこととしております。

3番目の路線として、八屋福庭線と言いまして、倉吉駅の南の八屋の交差点から倉吉線の跡地を活用して山陰線を立体交差で越えて、さらに北の方、福庭地区まで行く、こういった道路が決定されておりました。それで、今回この上井羽合線を東に延伸することによりまして、こちらの看護大学の入口のところになります。山陰線がトンネル構造になっていまして道路、言えばこの道路の下を山陰線が通過する構造になっております。それで、上井東西線をここまで延伸することで、JR、この山陰線を踏み切りなしで跨げて支障なく通過できるといった構造になるということをごさいます。それで、今回、従前ここにありましたJRを跨ぐ跨線橋、こちらの方を今回廃止しようということにしております。ということで、この八屋福庭線につきましてはちょうど中程部分が廃止と、そして、ここの中程部分を廃止した残りの部分、まず北側ですけれども、倉吉駅と従前の福庭のところ、これを結ぶ道路というところで倉吉駅河北線というふうに名称を変更します。さらに南側につきましては、従前、上井東西線と山陰線を立体交差で跨ぐ関係で連絡道路をひげのようにつけていたところなんですけれども、立体交差を止めて、こちらの上井東西線に進入する、立体交差で上を通らずに平面交差にしてT字路のルートに変更しようという内容になっております。

次のページに行きまして、その詳細な画が書いてあります。今回、新たに都市計画道路の区域として入ってまいりますのが、こちらの上井羽合線の駅の北の部分から看護大学の入口の交差点のところまで、さらに、上井東西線につきましては、途中のところから看護大学の入口まで、従前の八屋福庭線につきましては、この部分は従前どおり残しまして、ここから始まる立体交差部分を廃止、さらにこちらは上井東西線と連絡していたこの連絡道路、こちらを廃止ということにしまして、立体交差で交通したところを平面交差に変更しようというふうな案でございます。

それで、立体交差部分、JRとの交差の部分が駅のすぐ東側にあったものが今回看護大学入口のところに変更になったというところで、では、今あるこの道路網の中で交通自体を十分に満足する道路になっているのかというところで、平成42年の推計というものを記載しております。

また、推計の条件ですけれども、平成22年、これは交通センサスと言いまして、全国で日にちを決めまして交通量を測定するといったことがありまして、こちらの交通量を基に今回決定します上井東西線並びに上井羽合線、こちらを決定した場合、さらに先程申しました八屋福庭線を廃止するという交通の道路網となって、平成42年の交通量を推計しております。それで、この推計の中で、さらにこの大きな括りになるんですけれども、山陰道及び北条湯原道路に

つきましては、平成 42 年ですので全線供用済みということで、前提の条件としております。それで、こちらに示しておりますのが 42 年の推計量でございます。数字は 1 日あたり往復で何百台という単位になっております。ちなみに今回の上井羽合線で拡幅を行って整備しようというところにつきましては 4,500 台という数字になっております。

それで、平成 22 年と平成 42 年の交通量との比較増減を表したのがこちらの図面になります。オレンジで示しておりますのが増加する箇所、青で示しておりますのが減少する箇所になります。それで書いてある数字は各々プラスとか、△、△はマイナスですけれども、1 日あたりで何百台という単位になります。

この倉吉駅周辺を代表とするような市街地へ流入する交通量につきましては、山陰道とか北条湯原道路の整備によりまして、通過交通がこの中心市街地を通らずに、例えば、こちら今あります山陰道、倉吉駅よりも西側の北条湯原道路という新たな幹線、今整備しているところですが、こちらによりまして通過交通とかが排除されるというところで、さらに自動車保有台数の減少というようなところも相成りまして、市街地への流入というのは減少の傾向にあります。さらに東西南北の交通につきましては、この計画路線の言わば転換による分散化というものが見られます。例えば、この中心市街地よりも西側の北栄町の方から入ってまいります交通につきましては、こちらの市道を通過して 179 号を越えていくという交通が主です。それで、さらに南とか東に行くと、なんですが、こちらが 1 日 5,400 台ぐらい減少すると。それで、こちらの駅の北側のところの道路に 4,500 台プラスと新たな道路を作ることによりまして、こういうふうな青のルートを通っていた交通が、こちら側、こちらが県道になりますけれども、上井北条線を通ってこちらを通過していくというふうな転換が見られます。それで、こちらは 5,400 台で、こちらは 2,700 台増えるといったようなところに大きな変化が見られます。

それから駅周辺及びこの駅南北の交通に対する交通量というのが、全体的に見まして、こう平準化が図られているというふうな結果になっております。

こういったことから八屋福庭線の J R 高架部は廃止しても交通処理上に支障は生じないだろうというような結果を得られております。

次のページ以降は今回計画する道路の詳細な構造計画についての説明でございます。まず道路の区分ということで、4 つの道路全てにおきましての共通項目でございます。

道路の設計におきましては、計画交通量と道路の存する地域、この 2 つの項目によりまして道路の区分を決めています。

まず、計画交通量につきましては地域の発展の動向、全国道路交通量調査、直近は平成 22 年ですが、これらの結果等を踏まえまして推計しました将来の 1 年間の平均日当りの交通量ということになります。

それで、次に道路の存する地域区分ですけれども、こちらにつきましては実際に道路が通る地域が都市部なのか、地方部なのか、この二者択一になっております。現地の実情としましては、都市部というのは歩行者が多いですとか交差点が多い、また一般に建設費が割高であるといったような道路になります。それで、さらに都市部につきましては人家が連なって建ち並んでいたり、沿道の利用が多いといったような市街地地域になります。それで、今回のこの駅周辺部におきましては、右側の図面に示しておりますように、ちょうどこの茶色い部分が山地になっております。それで、この薄い水色のところが市街地といったようなところ。そこで、この紫の波線で区切りまして、図面の右側を地方部、左側を都市部というような区分をしております。

今回、新たに追加で変更します上井羽合線ですが、路線名につきましては3・4・9号上井羽合線というところです。それで、この頭の3・4・9号という数字の付け方につきましては、下の括弧で括弧してありますとおり、道路の種類ですとか規模、これは道路の幅になりますが、それから一連の番号といったような付け方をしております。位置としましては倉吉市の上井から清谷に至りますけれども、存する位置自体は変更ございません。延長は東の方に1,200m延伸して3,860mになります。道路の規格につきましては3級、代表幅員10.75とありますが、これは次のページで説明させていただきます。

車線数は2車線という形です。

それで、変更の理由ですけれども、繰り返しになりますが、看護大学へのアクセス、それから倉吉駅の北側からつながっている東西方向の交通事情といったものを踏まえまして、看護大学の入口まで延伸するというものです。

道路区分につきましては、こちらは地方部の自動車専用道路ではない一般道路ということになりますので、3級という級になります。それで、交通量から見まして今回、先程の42年の推計の数字4,500台という計画交通量になりまして、こちらは4,000台以上1万台未満というところに当てはまりますので、第3種の道路ということで第2級というかたちになりまして、第3種第2級の道路として計画することにしております。

道路の中の内訳ですが、まず道路の幅員につきましては先程の第3種第2級における標準的な幅員、こちらの方を計画するということで車道については1車線あたり3.25mというところです。それで、歩道の設置につきましては鳥取県の方で歩道の取扱方針というものを定めておりまして、歩行者、自転車交通量の量ですとかといったところから定めておりますが、今回看護大学へのアクセスというところを考慮いたしまして、ただし、片側が山陰本線の鉄道用地というところで沿道への利用がないということになりますので、反対側の北側の方につきましては歩道を計画ということにしております。

歩道の幅につきましても自転車の交通量とかを考慮いたしまして、有効幅員

2 mに構造施設帯を含めた 2.5mということにしております。

次に上井東西線の変更につきましてです。こちらにつきましては東の方に約 590m、看護大学前まで延長というところがございますが、道路規格ですとか、代表幅員につきましては次のページでまた説明させていただきます。

車線数については車線の変更はございません。

上井東西線につきましては道路の存する地域はこのラインよりも東ということで、こちら第3種、計画交通量につきまして1日あたり1万1,000台というところで第3種第2級の道路になります。幅員につきましても標準的な幅員というところで、車道につきましては3.25m、歩道につきましては車両の交通量ないしは歩行者の量、自動車交通量は12時間あたり8,870台といった交通量になりますので、このフローでいきますと市街地内ではありますが、1万台以上はないというところでフローから下りていきまして右側の有効幅員2m以上というところで、書いてあるとおりとなります。この道路につきましては両側に歩道を造るというところで計画をして都市計画決定をいたしますが、現在すでに計画通りに現地の方は整備済みということになっております。

八屋上井線の変更につきましては、ちょうどJRの中央部の跨線橋部分を廃止したというところで、残る箇所の道路の規格、幅員、車線数、そういったところに変更はございません。延長のみ変更になるといった内容のものでございます。それで、資料の方は付けておりますけれども、説明の方は省略させていただきます。

最後4番目ですが、倉吉駅河北線、17ページになります。こちらにつきましても倉吉駅から南の方に向かってというところで、こちら道路規格、幅員、車線数については変更がありません。南側の方に1,910mということで都市計画をするというところがございます。

18ページにまいりまして関係者への説明・協議及び縦覧の状況でございます。地元関係者への説明につきましては、周辺の公民館とか、地権者の皆さま延べ90名の皆さまに説明させていただきまして、いずれも了解の方をいただいているところでございます。また、関係機関との協議状況でございますが、交差点等の関係で鳥取県公安委員会との協議、山陰線がちょうど隣接しておりますのでJR西日本さんとも協議させていただきました。それから、道路管理者の鳥取県、さらに道路管理者の倉吉市と協議させていただきまして、いずれも計画の方につきましては同意をいただいております。

都市計画の案の縦覧についてですが、3月31日から4月14日までの15日間県庁の技術企画課と倉吉市役所の景観まちづくり課で縦覧の方を行いました。

縦覧者は5名、意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールですが、上井羽合線の整備予定ですが、今回の都市計画

審議会を経まして、6月の都市計画決定告示、7月の事業認可、8月から詳細設計に入りまして用地買収の方を進めまして28年度から順次工事に着手していきたいというふうに考えておるところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(谷本会長) はい、ありがとうございました。ということで倉吉駅周辺、皆さんもよくご存じのように、ここ数年続けてバタバタと変わって随分便利になったなというようなことであるとか、大学のことであるとか、それに伴う道路の変更ということ。基本的にはよろしいのかなというような感じがいたしますけども、今一度ご不明な点、またいろんなご質問等ありましたらお受けしたいと思っておりますけどもいかがでしょうか。

(里見委員) いいですか。

(谷本会長) はい、お願いします。

(里見委員) 一つ、お寺があるでしょう。

(谷本会長) はい。

(里見委員) お寺なんかも賛成しておるんですか、具体的な話ですみませんけども。

(六條室長) 事業の中身については説明させていただきまして、個別の移転とかいう話はこれからになりますけども、そこに道路を造るということについてはご理解いただいております。

(里見委員) もう1点は、今一番東側に鳥取看護大学に行く道路っていうのは市道になるんですね、あっちが凄く狭いと思うんですけども、その辺のなんか計画はどういうふうになりますか。

(六條室長) 県道の倉吉青谷、倉吉青谷線から今回ちょうど交差点のところまで道路を延伸するんですけども、こちらのところですよ。

(里見委員) 学校に上がる道路のなんかその整備計画、あそこ確か狭くて。

(六條室長) あちらは市道になりますので。

(赤川課長) すみません、中部県土の赤川と言います。26年度にその市道の路肩を広げる工事を市がやられました。従いまして、幅員をさらに広げるところまではやられないということを伺っております。

(里見委員) せっかく、何だかあそこまではいい道路がついて、あそこから学校に行くのにちょっと結構狭くてバスが通ったりすると、スクールバスが、結構狭いように感じますけど、市道ですね。はい、分かりました。

(谷本会長) はい。他いかがでしょうか。1つだけ、今ちょうど出ておりますので。この交通量の増減は確かにその通りなんですけども、渋滞しているかどうかという観点からすると増減ではなくて、そもそも絶対量がたぶん必要なんですけども、絶対量を示せていうわけではなくて、今混んでいるのって、やっぱりなんだかんだ言ってやっぱり陸橋のところなんですかね、179号のどこですかね。

(六條室長) 橋の所です。

(谷本会長)

やっぱりそこなんですかね。じゃ、あれですね、じゃ、そこは緩和されるといことで、そういった観点でもこの事業はいいというようなんですね。

はい、分かりました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

たぶん、これコストも相当安くなるということもたぶんあるかと思えますし、利便性も損なわれるものではなくって、歩行者も橋上化して倉吉の駅のところを跨いでいくこともできますし、そういった意味で先程お寺の話もありましたけども、住民の方のオーケーがあればいい変更なのかなと思います。じゃ、特にご意見がないようであれば本案は原案どおり可決したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号の説明に入っていただきたいと思えます。これ、前回予備審議ということとさせていただきますけども、本審議ということになります。それでは事務局から説明の方よろしくをお願いします。

(前田室長)

失礼します。住まいまちづくり課の前田と申します。よろしくお願いいたします。大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取ということで説明の方をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。前回3月18日に予備審議ということで条例の概要、それから、届出の内容につきましてご説明をさせていただいたところでございますけども、今日の説明につきましてちょっと簡単におさらい程度でございますけども、その辺の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この今画面に出ておりますけども、今回の審議会につきましては、パチンコ店の新規出店につきまして、この条例に基づく設置届が提出されました。それで、これにつきまして2月10日付けで知事意見ということでコンパクトなまちづくりの推進と調和しているという内容で出させていただきましたけれども、これに対して周辺の関係住民さんの方から異議申出書が提出された。それにつきまして知事意見が審査をするということになるんですけども、それにあたって今回の都市計画審議会の意見を聴取させていただくというのが今回の趣旨でございます。

次でございますけども、条例の内容についても簡単にご説明させていただきますと、この条例につきましては立地誘導の趣旨ということで、都市機能の拡散、流出の抑制、それから既存の都市機能の集積を有効に活用すると。それからその周辺部に残っております豊かな自然を守りましょう。それから誰もが暮らしやすく環境への負荷が少ない、持続的に発展が可能な地域を創出。このために都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模集客施設について、適切な場所に誘導しましょうというのが趣旨でございます。その趣旨に沿いまして、その大規模集客施設の立地について基本方針を条例の中で述べております。

それで、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにいたしまして、広域的な見地から適切な場所へ誘導するための手続等を行われ、それでもって都市

機能の流出・拡散を抑制、コンパクトなまちづくりを推進ということで、人口が集積してインフラがすでに整ったような地域にそういった集客施設を誘導していきましょうというのがこの条例の目的となっているというところがございます。特定の施設の立地規制という側面を持ったものではないというところがございます。

それから、次にいきまして基本方針、基本方針でございますけども、基本方針といいますと、これには審査に当たっての要件ということになりますけども、①、②、③の3つがございます。まず1番目に関係市町村の住民の理解を得るために必要な努力を払われた場所に立地をしましょう。それから施設規模に応じた都市機能の集積状況ですね、コンパクト性と言っておりますけども。それから移動の円滑化、いわゆる交通の状況はどうかというところ、こういった要件をそろえた場所に立地しましょう。それから3番目は地域的な要件になりますけども、市街化調整区域とか、農振地域、そういったところにはそういった建物は立地させないということ、この3つの要件がこの条例によって定められていると。

この観点から立地誘導に関する知事意見を出していくというものになっております。

それから次にいきまして、届出の内容でございますけども、前回もご説明させていただきましたけども、JAさんと株式会社玉東観光さん、この2社で届出の方をしていただいております。それで、施設としましては既存でございます3つの施設、これを含めて、さらにこれにパチンコ店、遊戯施設ですね、これを合せて4施設で届出と。条例におきましては、駐車場等を一体的に利用するという形態になっている場合には、他の施設も含めて1つで届け出という格好になっておりますので、今回もそういった状況になっております。

場所的なところでございますけども、駅から県庁に向かって、それから計画地と、だいたい三角形の格好になるんですけども、その頂点に位置したところというところで、山陰線に沿ったところですね、それから、今三洋電機がもうなくなりましたけどもそのそばで立地となっております。

次のページ見ていただくと写真がございますけども、この赤く塗ったところが今回届け出のあった敷地でございます。それで真ん中に大きく出ておりますが、これが既に今なくなっておりますけども、従前はスーパーマーケット、JAさんのスーパーマーケットが建ってございました。これを今回解体、もう既にされておりますけども、その跡地に遊技場を建設されるという格好になっております。それでその前に一般的に産業道路と言ってございますけども、4車線の道があって、この道を挟んで今はもう既に解体されていますけども旧三洋電機があったと、後にまた別の工場が建つ予定になっているんですけども、そういった地域でございます。一帯は準工業地域という地域になっております。

それから、現在までの経過ということでございまして、前回もご説明させていただいておりますけども、その後の状況については赤い字で書いているところがございます。

前回3月18日に都市計画審議会予備審議ということで開催させていただきました。それまでに住民説明会等、事業者の方から実施したもの、あるいは地域住民さんからの要望があつて開催したもの等ございますけども、それが4回ほどございまして、その後も赤くなっているところで鳥取市の要綱で中高層建築物の建築に関する要綱というのがございますけども、こういった関係で日影の問題がちょっと出てまいりましたんで、そういったところでの近隣住民さんへの各戸別訪問であるとか、その辺の状況を説明するための町内会さんへの報告会、そういったものも開催されているということです。

それから、ほぼ隣接している交差点の拡幅工事、県道になるんですけども、そちらの方も今、検討はされているところでございます。その関係の説明会というのも開催されているところでございます。

この事業者さんとはまた別の話なんですけど、そういったものもあったというところでございまして、また今後事業者さんと住民さんとの間で住民説明会というの、時期はまだ決まっていないのでございますけども、そういったものも検討中ということで伺っているところでございます。

続きまして、先程もご説明いたしましたけども、知事意見の内容につきましてでございますが、この知事意見につきましては、届出施設の設置はコンパクトなまちづくりの推進と調和するものであるという内容で発出をさせていただいております。これにつきましては条例の方で、条例による先程申し上げました要件に当てはまっている場合にはこういった内容で、こういった文言で既に決まっております、こういう言葉で出すというのが決まっておるということもありまして、ちょっとこういった堅苦しい言葉になっておりますけども、こういった内容でと出させていただいたところでございます。それから意見の理由といたしましては、この意見を出す以前にも関係住民さんの方から意見書なりそういったものが出ておまして、それに対する事業者としての対応といったものも見解が出されておるところでございました。そういった状況ではございますけども引き続き住民さんの理解を得るよう努力することが望ましいというところはございますが、条例としての基本方針には適合していたというところで、そういったいろいろな状況を見ながら発出をさせていただいたところでございます。

あと、背景として(3)に書いておりますけども、先程申し上げましたように準工業地域ということ、用途的には準工業地域では問題なく建てられる用途であるということ、それからこの条例で先程言いました要件に合っていた。

それから他にも風営法等ございますけども、その制限区域外という状況が見

られます。それから鳥取市等周辺5町からの、この立地に関しての異存はないという回答もいただいております。

それから、住民さんの方から要望が、懸念材料を意見として出しておられましたけども、それに対しまして具体の計画の見直しであるとか対応、こういったものが提出されていたというところは状況としてあったというところがございます。

それから、こちらの方は地域要件、細かいところは前回もお話させていただきましたんでちょっと省略をしまして、それぞれの要件にはあっているというところがございます。それから、続きましてその他の法令でございますけども、先程ご説明させていただきましたけども、都市計画法関係で建築基準、こちらの方は鳥取市が所管する法令になっておりますけども、いずれにつきましても今時点の内容では、計画がだめという状況ではないというところがございます。風営法についても同じというところがございます。

続きまして、意義申出の概要でございます。意義申出につきましては（1）でございますけども、知事の見解はこの計画や施設が本条例の目指すコンパクトなまちづくりの推進のどの部分に適合し調和し有効なのかが示されていない。逆にデメリットが強く感じられる多くの住民は知事の見解を正しく理解し、受け入れることができませんと、こういった内容で意義申出が出たというところがございます。また、この内容につきましてもまた後程、また説明させていただきますので、次の方に移らせていただきまして、予備審議、前回も3月18日に予備審議いただき、ご議論いただきましたところで、主な意見ということで挙げさせていただいております。

さわりだけ読ませていただきますと、先程の基本方針でありましたけれども、その内の第1号の住民の理解を得るために必要な努力を払われた場所に立地させることというのが非常に重要な判断要素にはなるんじゃないかというようなご意見。

それから条例の趣旨については、集客施設の郊外流出を防止、都市機能の集積を図り、拡散を防止することである。それに対して異議申出は、特定の施設の立地が適正かどうかというものであって、条例の趣旨からはかなりはずれた内容ではないかというようなご意見。

さらにどういう施設が適当かは、県より市が考えるべき問題ではないかというご意見。

それから、法令上、法律、条例に適合しているということだけで住民の思いをおざなりにして物事が進んでいくということは、これから先においても、そういうことが起り得るといふ不安を住民に与える恐れがあるんじゃないでしょうか。住民さんの思いを条例とも調和させることが大切と思われるというようなこと。

それから最後に、生活者としての反応はご理解する、一方で法治国家である
と、法律があって、さらに事業者の立場もあるというところで、そこは引いた
目線でどうなのかということ議論しなければいけない。法律の文面だけでは
運用面としては違うというようなご意見をいただいたというところでござい
ます。

続きまして、前回の予備審議以降に、住民さんそれから事業者、それから鳥
取市の方にもいろいろ意見照会なりご意見を伺ったりということをしてい
ただいておりますし、その辺の状況についてご説明させていただきたいと思
います。

まず、地域住民さんのご意見でございますけども、まず設置者の方から今回
の計画についての全体説明がなかなかなかった。住民側から要請しなければ説
明会も開催していただけなかったというところで、地元に対する誠意がないん
じゃないか。環境とか交通悪化などもあって、地元としては承知出来ないとい
ったご意見、それから生活に必要な商業施設が元々あるところに来るとい
うことはいいんですけども、商業施設の跡地にパチンコ屋が出来るということ
が都市のあるべき姿なんでしょうか、パチンコ店出店がコンパクトシティの推
進に即したのか判断を求めるために意義申出をさせていただきましたと。

それから署名活動を行っておられまして、地域住民約2,500名が反対とい
うことで署名をされているという状況もあります。それから地域として建設そ
のものを反対している。

いろいろ説明の方、説明会等はされておりますけども、今時点ではそれに対
して条件を出すという段階ではないと考えているという状況です。

それから、一番最後のところは、直接このパチンコ店に関連してのものでは
ないですけども、先程もちょっとお話させていただきましたけども、近接して
いる交差点のところは改良工事が計画されているということでございまして、
この計画をしているのは県の方でございまして、県としては渋滞が厳しい
からこの改良工事をするといいつつ、事業者としては、条例上の要件として交
通渋滞の要件というのがあるんですけども、そこの数字で見ると渋滞は少
ないという判断をされているというところがあって、その辺の考えかたの違い
については、先程の現在までの経過のところでは説明会があったと、道路関係の
説明会をしたということでお話しましたが、そのあたりですね、考え方の
違いについてご説明させていただいております、条例の関係では、細かいこ
とになるんですけども、1時間単位での渋滞の度合いを見て、それでもってこ
の建物が建った場合に当然交通量が増えてくるんですけども、その上でどうか
という判定をするということでございまして、この県道のそういった指標
についても元々の指標は同じ考え方でやっております、すごく短時間で朝昼
のラッシュ時間が当然ございまして、1時間単位というんじゃなくて20分ぐら

いのごく短時間で渋滞するということがこの交差点でよくあるということで、ただ、短時間でも渋滞しないようにということのさらに厳しい要件を出して渋滞予測を出しているというところもございましたので、その辺の説明はさせていただきますところでございます。

それで、こういった交差点改良の話とかですね、今後、今回の条例の関係で見ますと、一緒に地域の方に投げかけられているというところで、地元としては大変苦慮していらっしゃるという状況にあるということがございます。それから、設置者側の方の話でございますけれども、先程、鳥取市の要綱の関係で日影の問題が出ております。その辺の説明がされているというところでございますけれども、設置者としてこの辺の説明はさせていただいておりますけれども、それでもって建設承諾ということは取っていない。ただ、引続き説明することは必要だということで、住民の皆さんを集めて説明会等を開催したいと、そういう思いでいらっしゃるというところがございます。それから、騒音や光害ですね、こういったものに対して住民さんの懸念というのが多々ございますけれども、その辺の対策は講じてきている。承諾はどうか分かりませんが、一般的に認められた数値となるよう対応はしてきている。業種的に反対があれば並行線しかないかなあといった考え方でいらっしゃる。またこの計画地はJAさんのスーパーマーケットができる前というのは、ボーリング場だったということで、ボーリング場がつぶれた跡の所をJAさんが使っておられたという経過がございますけれども、そういった経過とか、JRがそばを走っていますが、JRが高架となったり、造成も進んだというところで、そういう従前はこのあたり一体は田畑だったというところであったんですけども、駅の南側一体は大きく発展しておりまして、昔とは情勢が違うんではないかというような実態も示されております。

また、パチンコ店は反社会的な施設とは考えておりません。また、地域貢献として災害時の避難場所として提供することとか、地域の文化・スポーツ行事等に積極的に協力はしていきたいということでもあります。住民の皆さんは反対されている気持ちも分かりますので、問題点について住民さんと一緒に充分協議をしてみたいというような見解を示されておるところでございます。

続きまして、鳥取市の見解でございますけれども、今回の条例の知事意見を発出するにあたりまして、鳥取市にも意見照会をした上で、位置に対して異存はないという回答をいただいたところがございますけれども、その背景的なところについて鳥取市の方に伺っておりますので、その辺ご紹介していきたいと思っております。

まず、この地域、現在の用途地域ですね、想定している市街地像というところがございますけれども、まず計画地は何度も申し上げている通り、準工業地域というところになっております。その後ろ側に住宅地等もございますけれども、

そういった住宅地の需要に対応した店舗とか、自動車利用による集客を前提とした一般店舗、あるいは飲食店、業務や商業などの非住居系機能の立地を誘導する地域として考えていると。それから、準工業地域であることの妥当性についてでございますけれども、当該地域の土地利用状況ですね、それから社会情勢等に照らしまして準工業地域であることは幹線道路の沿道にふさわしい生活利便性施設等の立地地域で、そしてまた多角的な経済活動による雇用創出を可能とする地域として妥当ではないかという結果で示されております。

それから鳥取市としてマスタープランを作っておられますけれども、それとの整合についてでございますが、当該地域は引続き準工業地域として環境悪化の恐れのない工場の利便を図りつつ、住宅や商店など多様な建物が建てられる地域として、本市、鳥取市の経済活動の活性化を図る上での多角的な選択肢を残す地域と規定をしていく、さらにこの集客施設の立地については、鳥取市が目指す多極ネットワーク型コンパクトシティの方向性に大きな影響を与えろとは考えていない。都市計画上の制限を加えるべき性格のものではないという見解を示されておるところでございます。

こういった多極ネットワーク型コンパクトシティというのは、鳥取市が計画するところでございますけど、中心市街地だけでなくその周囲に、鳥取市さんの場合は周辺町村を合併して大きくなったという背景がございますけれども、そういった従前の町村単位、そういったところも見捨てることはなくということだと思っておりますけれども、そういったところを拠点としながらさらに旧鳥取市の中においても小さい単位の拠点をもってそれをネットワーク化してコンパクトシティを考えていきたいという考えでおられるようです。それで今回の地域についてもそういった小さい拠点として用途を考えていらっしゃるということで、こういった見解を持たれているというところでございます。

続きまして、先程ございましたけれども、住民さんからの意義申出に対する考察ということで記載させていただいております。まず、出店計画の条例への適合性についてでございますけれども、先程もありました基本方針への適合状況については、まず住民理解を得るための必要な努力についてでございますが、住民説明会開催のほかに、周辺環境の悪化を懸念する意見に対しまして計画の見直し、対応策の実施を公表されているというところなんです。それから2番目の地域要件については、全てを満たしているという状況になります。それから3番目は、立地禁止地域のどれにも該当していないというところでございます。それから住民さんの理解を得るための設置者の取組み、対策の評価につきましていろいろ書いています。住民さんの求めに応じましては、繰返しになりますけれども、説明会、戸別訪問説明等の実施、それから設置者側からの説明会の開催の提案、こういった状況とかを示して、住民の理解を得るための取組みを実施されているというところでございます。

それから環境悪化への懸念に対しまして、排気ガス・光害防止、日照等に配慮した施設配置への変更・整備、交通の安全対策としての交通誘導員の配置などの具体策を提示していらっしゃいます。また、住民さんに対しまして問題点の提示、十分な協議を求めて対策を講じる方針ということでもあります。ですからこれも繰り返になりますけども、鳥取市のまちづくり方針への適合ということで、周辺5町のまちづくりの影響、このことにつきましては、鳥取市においても周辺5町についても特に異存はないという結果が出されているということでございます。続きまして、意義申出に記載がありましたことにつきましての見解を書かせていただいておりますけども、まず、意義申出の本文でございました、知事の意見は、この計画や施設が本条例が目指すコンパクトなまちづくり推進のどの部分に結合し調和し有効かなのかが示されていない、逆にデメリットが強く感じられる多くの住民は知事意見を正しく理解し受入れることができないというご意見でございました。これにつきましては、先程から何度も申し上げておりますとおり、基本方針におきましてコンパクトなまちづくりの推進、何か言葉が理解しづらいところがあるかも知れませんが、こういったもので調和するよう、次の方針に基づいて適正なまちづくりに誘導するものということで条例で規定しております。その次の意見につきましては、その理由においてその方針に適合していると確認したという前提で出させていただいたというところでございます。

続きまして、人口流出防止効果があるか、先人が築いた住みやすい県・市の評判や都市計画に逆行しているのではないかとご意見につきましてです。これにつきましては、計画地は昭和46年、ちょうど三洋電機ができた頃だったと思いますけれども、その頃に準工業地域に指定されているというところなんです。また、一時的に住居地域に変わった時期がございましたけども、その後も準工業地域というところがございます。それから、先程申し上げていまして、鳥取市としては小さな拠点であると、施設が集積する小さな拠点と捉えて、都市計画上も後世に影響を与えるものではないという判断をしているというところなんです。

続いて、都市機能の流出防止効果があるか。施設は誰もが利用できる生活に直結したものではなく、流出防止効果はないのではないかとご意見についてです。これにつきましては、生活に直結していないが、今回の場合は生活に直結していない施設ではないかとは思いますが、これが郊外立地、ここではなくて郊外の方に立地した場合、道路・下水道等のインフラ整備がまた新たに必要になってくる場合もあろうかと思えます。それで、その周辺にまたさらに、新たな施設が立地と、立地されるとか、さらに住宅建設も進むということもあれば、それでもって都市機能の流出に繋がることもありはしないか。そういった面から考えるとなかなか説明しづらいところもないことはないですけど

ども、生活に密着しない地域であっても一定の防止効果というのはあるんじゃないかというところで考えておるところでございます。

それから、当該地域の空き家、空き店舗の拡大防止効果があるか。風紀悪化、教育環境悪化リスクが高まることは必至ではないか、子育てに適した地域の評判を悪化させ、空き家防止の効果はないのではないかというご意見についてです。これにつきましては、鳥取県警等にもお伺いしてるんですけども、県内の遊技場の周辺で特に事件の発生件数とか、重大な事件が発生したと、他に比べて確かに多いかどうかというところはそういう状況ではないということと同っております。また、発生した事件が遊技場なり、その利用者に起因しているというものもなかなか断定しづらいところがあるというところなんです。ですから、風営法により教育施設等の教育施設や医療機関等から一定の範囲内は立地が制限されておりますけども、今回の場所は風営的にはあたってないと、それにおいては小中学校、小中高等学校の教育環境は、法律上の話になりますけども、こういった面から言えば維持されるということになるのではないかとこのところでございます。

それから、空き家の発生原因は確かにいろいろあると思うんですけども、遊技場があるからと言って、その地域への転入とか転出が起きるところは、はっきりとそれが理由で何か起こるとところは判断しづらいところ、確かにございます。それで逆に立地が原因で阻害する要因となることも分からないと、ここで言い切れないところはあるというところなんです。それから遊技場とは言いますけども、集客と立地によって、少なからず新たな人の流れというのが出てくるのではないか。それによって空き店舗の拡大防止とか、違った店舗の出店がなされたり、つまり利便性が高まるというふうなことも逆に転入増に繋がる可能性もあるということです。続いて、子どもや高齢者の車に頼らない人に有効かどうか。施設利用者の行動や運転マナーは弱者に極めて悪影響をもたらす。付近の交通渋滞への影響は計り知れないというご意見がございまして、先程も申し上げましたように遊技場があるからということで、事件、事故とかですね、そういったものの発生、そういったものが多いという状況にはないというところでございます。

それから、これは前回お話をさせていただいておりますけども、朝夕は短時間で交通渋滞というのは確かに起きているところがございまして、条例で求めております推計方法でいきますと、最高で0.9以下になるようにしなさいということでもしておりますけども、最高で0.579。開店前の0.536に対してそんなに大きく変わるものではないというところでございます。

それから、次でございまして、住民さんの懸念に対する設置者の対応等についてでございます。多少繰返しのところもございまして、住民説明の不足についてはどうかというところでございますが、条例なり鳥取市の要綱

に基づく説明会、それから地元要請もございましたけども、そういったものによる説明会をこれまでに4回ほど実施されているというところがございます。それから、日照関係のこともありましたんで、こうした部分の説明、それからその状況の説明も町内会にされているというところ、それから地元の町内会の方から出店計画ですとか、総括的な説明が不足しているんじゃないかという指摘を受けていらっしゃるんで、そういった説明開催を申し入れていらっしゃる。住民理解を得るための取組みを継続的に実施の意向をもっておられるというところがございます。

それから、次に快適で良好な教育環境の風紀・治安の悪化についてでございますが、これにつきましては、青少年の健全育成等を目的とした各法令に抵触しないように十分に注意がされると。それから、次にここは利用客で、風紀・治安悪化の風評が立たないように特に配慮した風営に努めます。風紀・治安を悪化させる具体的な恐れが発生した場合には問題解決のために速やかに対応はさせていただきますというところなんです。

それから、続きまして計画地に接する道路、ここは少し離れたところが通学路になっておりますけども、敷地そのものにくっついている道路のところは通学路ではないというところと、登校時間と営業時間は重複していないんですけども、交通量が多い時間帯については誘導員を配置する、それから、車両誘導、児童・生徒の帰宅を見守るという配慮をされるということでお伺いしております。それから、パチンコ店周辺利用者による犯罪増加の状況は事業者としては、確認はできていない、確認できてないというところがございます。

続きまして生活環境、交通環境の悪化、それから県市のまちづくりの取組み阻害の状況についてでございます。これにつきましても繰返しになりますけども、排気ガス等に十分に配慮した建築計画に努められると。それから、外部照明、駐車場照明、屋外の看板ですね、光る看板、こういったものについて住宅側に影響がないようにそれとは反対側に十分に配慮した計画とするということで計画を持たれております。それから、日照対策としましては、届出当初の計画よりも建物位置を立地境界からずらされたということで、そういった計画に変更されているというところがございます。それから、開店後の駐車場出入口の安全対策につきましては、右折禁止看板や誘導設置、それから、誘導員の配置、交通混雑緩和に努められるということです。それから、敷地内でございますけども、敷地内通路、既存からある通路がございまして、その中で通路の歩行者とのバッティングがどうしても出てくると思うんですけども、その辺にかかるバッティングにつきましては、歩行者用通路をメインにしまして徐行・止まれ看板、カーブミラー等を設置して歩行者の事故防止に努めたいと。それから、集客見込みについては年間40万人ということで、従前のスーパーマーケットと同程度の交通量を見込んでおられると、これによって排気ガス、騒音等

の影響も変わらないのではないかという予想をされております。それから、交通量につきましても先程申し上げましたように大きく悪化することはないというところ です。

それから、敷地内に既存の用水路がございまして、これについては地区の農業組合さん、そちらが管理しておられるのを借地という格好で使われるということになりますけれども、その通路自体の損壊に対する懸念に対することがあります。先程の繰返しになりますけれども、通行量自体は従来あった建物と同程度の通行量ということで、平日605台、休日723台を予想しているというところで、大きく変わるころはなく、用水路の補強自体を重点にされているというところもございましたので、そういった部分については対応は、もしなんかあればまた対応を考えるというところで見解を出されております。

それで、最後になりますけれども、今回の異議申出に対しての審査のポイントというところになります、まずこの2点に絞られていくんじゃないかなと思っております。

まず1点目の基本方針ですね、いわゆる基本方針に反していないかどうかというところ です。これについては、客観的な指標なり、まちづくり、市のまちづくりの方針には沿っている状況にある。ただ、住民さんの理解を得るための必要な努力が払われている場所に立地と認められるかどうかというところがポイントになるかと思っております。

それから、2番目として、事業者として住民理解を得るための取組みの継続はさらに必要ないかというところがございます。届出当初に、地元との対話の不足というのが1つの要因ではあったかなとは思いますが、その後は協議等を重ねていらっしゃいます。しかしながら、反発も根強いということで、住民さんの理解がなかなか得られる状況にはなっていないというところがございます。それで、こういったところがポイントになろうかとは思っておりますけれども、県としての方向性、この審査についてどういう具合にもっていかうかというところがございますが、これについては、現状におきましては、繰返しになりますけれども、条例その他の関係法令に係る違反は見られていないという状況でございます。それから、当該地につきましては、市の都市計画上の準工業地域、それから、沿道利用なり、雇用創出を図る地域というところで位置付けられておりまして、まちづくり上もパチンコ店の立地を制約する意向は鳥取市としてはもたれていないというところがございます、この条例そのもので立地を制限するという状況にはないというふうに思っております。

しかしながら、住民さんとしては依然不安をもっていらっしゃるというところもございます。そういったところから、事業者さんに対しまして、関係住民との対話も重ねて実施など、双方が妥協できる方策を見出せるように引き続き努力を図っていただきたいということとか、さらに地元に対する地域貢献活動

の検討も選択肢として考えていただければというような観点で、そういった内容を盛り込みながら知事意見の変更ということで、当初の知事意見がなかなか堅苦しくて理解がしにくい内容であったということもございましたので、そのあたり見直して知事意見の変更ということで検討はしていきたいということで考えております。

それから、併せて、今、先程も言いました知事意見の書きぶりがなかなか分かりづらいということもございますので、そのあたりの知事意見の出し方ですね、ちょっと型にはめ過ぎているところもございますので、そのあたり内容を柔軟な書きぶりにできるように規定の見直しということも今後考えていきたいということで考えておるところでございます。ちょっと長くなりましたけど、説明は以上でございます。

(谷本会長)

はい、ありがとうございました。ということで、ご説明いただきましたけども、今一度1ページ目のところに戻っていただいて、我々に今何が課されているかということなんですけども、異議申し立て、知事意見に対して関係住民が異議申し立て、申出ですね、が提出されてその知事が異議申出の審査を行うにあたって、この審議会が意見を述べるというようなことです。

ですから、前回も言いましたけども、この事業が良いとか悪いとかではなくて、知事が異議申出の審査を行うにあたっての材料を我々が提供すると、そういう立場です。それで、前回予備審議の中で、混沌とした中でいろいろ議論はしましたけども、事務局の方にいろいろ整理をしていただいて一番最後のところで言うていただきましたけども、結局こういうふうにして今後進めていきたいということで、たぶん2つ言うていただいたと思います、1つはまず知事意見に関して、基本方針にはまず反していないのではないかと、要はその立地を制限する状況にはないということ、そこをまず根本的に変えるということとは必要ないんじゃないかということを書いていただきました。

2つ目は、とは言え生活者としてのご不便ご不安もよく分かるので、その辺の対話をもう少し続けていつていただきたいとか、対話だけじゃなく、もう少し具体的な活動もその中で見出してほしいと、そういうようなかたちで意見を変えていくようなことがいいのではないかというようなこととお話をいただきました。

ですから、前回、我々の中では全部ゼロからご意見を積み上げるように思ったかたもいらっしゃるかもしれませんが、今のこの2つの点に関して皆さんどう思われたかということをお願いいただければ、あとはそれをまとめて文章にするということだろうというふうに思っています。ということで、私の中では整理しております。

それで、基本的にはまずこの2つですね、基本方針に反している、いないというところをまずお話したらいいですかね、その辺本当はご説明の中で不明な

点等ありましたらご質問をとということもあるんですけども、一応そこにいきましようかね。まず一般的にちょっとご説明の中でちょっとよく分からなかったところとかはありますか。すみません。そこはようございますか。

はい、じゃあ、ちょっと1番目のところにいきましようかね、基本方針に反していないかというところですけども、基本方針というのは、これはあれですね、条例第3条から、3ページですかね、3ページのところにある①、②、③ですね、これに合致してれば基本的に基本方針に反していないということですね、それで②に関しましてはちょっと説明を割愛させていただきましたけども、数字でバババツとやるところではほぼ客観的に判断すると、③はもう自明ですのでここはもう反していないですね、①ですよ、①はどうかというところで議論がたぶんあろうと思います。と勝手に決めてもあれですので、会長としてはこの辺①が一番重いのかなと思っています。まずこの点いかがでしょうか、委員の皆様方。

(金山委員) これ、今回の立地にあたってこの住民の説明をされているということなんですけれども、他のその例えば大規模店の立地に対して、スーパーとか、今回はパチンコ店ですけども、それと比べて著しくその住民の方に対する説明の努力がなされていないとか、その辺のこの他の事例との比較というのはどうなんでしょうか。説明もすごく努力をされたとかがちょっとあったらお聞きしたいんですけれども。

(前田室長) はい。住民説明会につきましては条例の方で必ず実施することということとしておりますので、そのあたりはどの業者さんもされているところでございます。ただ、今回の事案の場合は、なかなか住民さんが一番当初の住民説明会の開催に気づきにくかったというところがございました。そのあたりからちょっと歯車が食い違ったということが確かにあったかとは思いますが、その後もですね、双方の投げかけ合いもあったんですけども、そういった中で住民説明会を開催されるとかですね、他のところに比べれば回数的には数としては数多くやっていたているんじゃないかなと思っているところでございます。

(谷本会長) はい、今のご意見にありました、まさに①のところですね、必要な努力を払われたとするなら、その払われたというのがほかの例に比べてどうかというその観点でのご質問ですね、他、他よろしいですかね。

(片木委員) はい。

(谷本会長) はい、お願いします。

(片木委員) やっぱり条例第3条、先程の3ページの①、②、③の中の今①についてですよ、これについては現在事業者側からの説明がその後も精力的に進められているようですし、しかし、まだ住民の十分な納得が得られてないというふうな点もありますので、努力は行われているけど今後ももう少し必要ではないかな

というふうな状況でないかとは思っております。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。そうですね、今のは努力は払われていないということではないですね、はい、引き続きお願いします。

(張委員) 恐らくお二方のコメントも関連しているものだと思いますが、恐らくこの条例から見ればスーパーにしても、あるいはパチンコ店にしても同じものとしての扱いということになると思いますが、先程委員長さんがおそらくこの問題はこの基本方針の①の方、②はあんまり関係ないだろうと。

(谷本会長) 気にしないでください、勝手なあれです。

(張委員) 私が思うには、いわゆるその都市機能の集積というふうなことで考える場合、例えばこれまで住民たちがもうずっと利用されてきたこのトスクの中身を見ますと、おそらくは長い間、子ども、高齢者、買い物をするかしない等関係なく、その買い物に訪れる場合もあれば普段の時間を潰す場所として使うということもあるだろうと。おそらくこのトスクがなくなったことに対するショックが大きいんだと思うんですね。それに対しての今、パチンコ屋が入ってくるということで、おそらく非常に直感的にその感じている生活上、そういう多様性に関してはこういったような反論が出てこられたんじゃないかなと思います。

なので、基本方針としては、施設としては同じ扱いにもなるんですけども、それに対するいわゆるその機能としての集積、あるいは面積に対してこれまで感じているようなサービスをこれからどう、そのギャップを理解した一つの反論ではあるんじゃないかと思うんですね。そのために今その継続のそういったような話し合いが求められる部分にもなるわけですね。

(谷本会長) はい、どうぞ。

(辻委員) はい。私は、この条例第3条の基本方針に反していないかと言えばたぶん反していないんだろうなと思いますし、2番の事業者として住民の理解を得るための取組みの継続が必要ないかと言ったら、それもこの先ずっとその理解を得るための取組みを事業者の方はされていかれるとも思うんですけども、私は、じゃ、この2つ反してないから、じゃあこれ通りますよねと言われたときに、たぶん住民の方が反対していらっしゃる理由って、実はそこじゃなくて、何というか、この条例に反している以前のパチンコ店を出すことによる反発ではないかなと私はすごい思うんです。

それで、そのパチンコ店というものをその出店するにあたってのメリット、デメリットを考えたときに、実際私自身も分からないんですね、そのパチンコ店があることによって確かにその集客、集客とかそのお金、経済が流れるとか、雇用をする場所が出来るというそういうメリット、でもそれ以外のやっぱりその中毒性とかいろんなことを考えたときに、本当にパチンコ店って必要なものなのかなと、じゃ、そのパチンコ店を作った社長さんってどんな思いで

そのパチンコ店を作ってその社会に貢献しようとなさっていらっしゃるのかなという思いが、たぶんその住民の人に伝わってないから、住民の人もそのパチンコ店に対するデメリットしかたぶんないと思います。

私自身も一個人としては、じゃあ、私のまちに近くにパチンコ店をと言われたら、私はやっぱりそんなもんはいらないよと一個人としては考えてしまうので、だから単純にここだけに適合しているかどうかのことよりも、私は知事として、県としてここ以前のもっと深いその住民の思いというところを汲んでいかなないと本当の県政ってなっていかなんじやないかなという個人的にこう思わせてもらいますけど。

(谷本会長)

おっしゃるとおりですよ、私ももちろん家族と暮らしている身ですから、おそらく同じ反応だと思いますけどね。それで、たぶんこういう行動に出るのもよくよく分かるんですけどね、ですから単に法律でこうだからあとは自動的にというのは、これやっぱり事業者もそうですし、知事としても誠実ではないというか、そういうようなことは思うんですけどね。ただ、一方で、思い込みだけでいろいろ運動するのもやっぱりこう健全ではないというか、相手さんもいる話なので、そこはやっぱり正におっしゃるとおりですね、どういうつもりでその事業をしているんかとか、少しこうやっぱりこう何と言いますか、地域とどう共存していこうと考えているのかという話もやっぱりお互いやっぱり。言う、聞くの関係にはまだいってないと思うんですね、ですからそういうことをもうちょっと促すようなことを、知事として考えていただきたいというふうには思うということですかね、私なりに言葉を要約していただくと。ちょっと今の理由とか意見は、うん、そういう思いやりがほとんどないですからこんなことを知事にあれですけども、ただちょっとはあれですよ、事務的ですよ、うん。あと事務的なのもう少し踏み込んでこんなことをやってくださいとかいうものがもうちょっとあってもいいと思うんですよ、うん、そういうことも含めてどうでしょうか、あんまり私が喋ってもいけませんので、はい、お願いします。

(遠藤委員)

今の辻委員さん、それから会長さんのお話、心情的には私もとてもそう、そうなんですけれども、これをこういう審議会とか、県知事さんというかたが出す場合ですね、その事業者の利便なりそういうのはいくらでも、いくらでもと言ってはいけないんですけど、言葉としてはいくらでも言えると言いますか、説明したい気持ち、でも抽象的なものを全てそれを受け入れるかということも思ったりするので、その解決策として、その一番最後の 23 ページに出ていますその基本方針に反してないというところはクリアして、その次のところですね、事業者として理解を、住民の方の理解を得るためにその取組みを続けていってほしいって、そここのところにくるんじゃないかなと思うんです。だから、パチンコ店を出す理由とかどうこうということは触れると、というか、そうい

うのはできるんですけども、それを解決していくのはやはりこの②のその部分からしかできないのかなと思うので、事務局の方でこう出してくださってこういう方針でやっていくことかなと私は思っています。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。今一度もうちょっと踏み込んであれですね、粘り強くこう相互の理解を図るように努めていただきたいということですね。はい、他はいかがでしょうか。はい、お願いします。

(徳嶋委員) はい。ちょっと3点ほど、最初に会長さんがこの条例の件で1番は重要じゃないかなとおっしゃっていたんですけども、これはもう決まっているものだから口を出すことじゃないのかもしれないんですが、張委員さんからそのスーパーでも今回のパチンコ店でもどういう大型施設であっても同じ塩梅で書かれているんでしょうねとお話をなさって思ったんですけども、やっぱり今それぞれ委員さんがおっしゃったみたいに、個人的にはやっぱりこう悪いものだとは決めつけたくはないんですけど、そういった感情をお持ちのかたが実際に多いんだろうなと思いますし、やっぱりこう受け入れるときのその業種ですとかによって、例えばこの一番下に書いてある②、③は関係市町村長全てが支障がないと認めたら立地可能というふうに書かれていますけども、その内容にもよるのかなと、スーパーだとか、例えばイオンとかで大きいお店がいっぱいぼこぼこ出来るとそっちに集客されて困るとというのが隣の町村とかから出てくるかもしれないですけど、パチンコ店についてはたぶんそんなに困らないから周りからも意見は出ないのかなと思ったのが1点と、あと辻委員さんもおっしゃっていましたが、私も普段健康だとかそういった部門で仕事をしているんですが、パチンコだとかそういう賭け事というのは依存性がすごく高いので、そういう点ではやっぱりこうパチンコ、その遊技場が悪者だと言いたくなんですけど、そういったところの危険性もあるというところもやっぱり踏まえて事業者さんとしてどういうふうに、商売ですから、何かちょっと難しいとは思いますが、その良いところと悪いところというところを、悪いところも踏まえて説明をしてくださるとやっぱり住民の方が気にしているところって、やっぱり悪いところにたくさんこう心配事が溜まっていると思いますし、やっぱりそういう意味では、こう説明責任をずっと果たしていかれるというのはやっぱり大事なことかなと思いました。

最後はこういう法治国家なので決められたことを守っていくというのは大事だと思うんですけども、最初に次長さんがご挨拶の中で地方創生とか、その鳥取県らしさだとかと言ったときに、人がこう集まるというときに遊技場がいっぱいあるよ、鳥取県はというのじゃなくて、もっと何か他にあるんじゃないかなと、ちょっとちらっとそういうことを思っていました。なので、どうあるべきかというところは、やっぱり住民の方の意見ってすごく大事じゃないかと思いましたし、鳥取市のエリアなので、やっぱり鳥取市さんのまちづくりプランとかということも出でくるんだと思いますけど、今こうやって決まっているからというの

で話を進められると、これまでも意見出ていますが、それ、こう書いてあるけん決つとるけんとなるとやっぱりそれは鳥取らしさには続かないんじゃないかなというふうに意見として思っていました。以上です。

(谷本会長) ありがとうございます。確かにそうですよね。難しいですね。決まりごとは決まりごとでというか、実はこの会も決まりごとがあるから我々意見を言っているんですよ。という部分もあるけども、でもやっぱりそれだけじゃいけないのもそのとおりで、ということでやっぱり知事意見のところなんですね、折り合いというものをつけるとすれば。ということでは皆さん多分同じような、いろいろ言葉が違いますけども、方向性としては同じようなことを言われているのかなというふうに感じる次第です。どうでしょうか、他もう少し意見をぶつきたいかたが、はい、お願いします。

(猿澤委員) いろんな意見が出たので、私もたくさん重複するところはあると思うんですけども、やっぱりそのパチンコというイメージが、ここの地域ではそんなに大きな事件はないとかというのではなくて、例えば、パチンコで夢中になっているがために子どもが亡くなってしまったという事件も全国的にはありますので、やっぱり子を持つ者としての気持ちがすごく強くあるのではないかなと思っています。

それで、①のところの関係市町村の住民の理解を得るために必要な努力が払われた場所に立地とありますけども、鳥取市と周辺は理解をしているけども、やっぱり立地される場所の人たちがやっぱり理解を得られないと、なかなか条例には反していないということで、そのまま強行されてもやっぱり大きなこうわだかまりはあると思いますので、それぞれ事業者、設置者の方も最大限の努力をしていただいて、住民の方と話し合っていたいただきたいですし、住民の方もとことん気になるところを設置者のところにぶつけていただいて、意見は闘わせていただいてお互いに意見を出し尽していただきたいなと思っています。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。今のご意見は皆さん言われたようなことをたぶん持っていると思います。本当だったら、パチンコということではなくて、少しこういう地域、地域になくてはならないものにはならないと思いますけども、ただそうは言ってもある以上はやっぱりこういうような共生の仕方があるのかということをやっぱり真剣に事業者さんに考えていただきたいというふうに思いますし、そういうような方向性を知事にもきっちり丁寧に審査していただいて、結果としてそういう言葉をぜひ選んでいただいてというような方向かなというふうに思います。

じゃ、そろそろあれですかね、皆さん結果的に同じようなご発言だと思しますので行かせてもらいましょかね。最後の23ページのところで事務局からご提言があったこと、これこのものに対する根本的な異議は皆さんないと。ただ、いろいろ漠然とした不安、それはもうほんとにパチンコということに関するモヤ

ッとした不安であったりとか、あと具体的な不安であったりとか、いろいろあるうかと思えます。その辺のギャップを完全に埋められるかどうか、また、綺麗ごとを言えば完全に埋めてくださいなんですけども、ただ、綺麗ごとじゃないこともあるでしょうから、そこはもう相互の努力をきちんとするように知事としても監督をしていただくというようなことの見解をこの審議会として申し上げたいということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。本来であればその意見というのはきちんと文書で知事に提出するんですかね、ということで文書を見ていただかないといけませんけども、そんな芸当はできませんのでこうさせていただければと思います。

私と事務局の方で今日ご議論いただいた内容を整理させていただいて、後日ご出席の委員の皆さんがたにまたご確認いただいて、そこで少しやり取りさせていただいて知事に上げるというようなことをさせていただきたいと思えますけども、こういったやり方でよろしいでしょうかね。よろしいですか。はい、どうぞ。

(金山委員) 申し訳ないですけど、ちょっと私一応法律ですので、ちょっと意見を述べさせていただきますと。

(谷本会長) はい、どうぞ。

(金山委員) 先程からそのパチンコ店の話が、感情的に私も分かりますので、近所の方の、いわゆる迷惑施設ですので来てほしくないというのは非常によく分かるんですけども、他方でそのパチンコを営業する自由はもちろんあるわけです。その日本の法律の範囲内で、パチンコ店が隣に来てほしくないというのは、あくまでもそれは風営法で規制することであって、今回その風営法はクリアしていると。そうするとこの条例ではこれはコンパクトシティということで、この都市機能を分散しないようにということなので既存施設を使って、パチンコ店を法律の範囲内で営業すればこれは法的には問題ないです。

この営業に関してここが縛れるのかということになると、その住民の方が反対するのはよく分かるんですけども、特にその法令にも何も反しない、条例にも恐らく反しないと。住民の反対意見があるのでというのはよく分かるんですけども、他方で法的安定性というのがありますんで、条例があるんで、あんまりその逸脱したこともやっぱり、そうですね、その条例を逸脱すると他の事例との法的安定性も害してしまうんで、その範囲は一応そんなもんでもないかなと、一応法律的には僕はそう思いますね。

(谷本会長) ありがとうございます。いや、おっしゃるとおりなんです。事業者は事業者で皆さんも生業があるはずで、それをこう法律に則ってやっているのにどうこうという話も、それもそれでアンバランスですんで、だから最終的な意見はそういったことで、あまりこう一方的な見方に捉われず、その辺はやっぱり中立的に書いて皆さんにちょっとお配りをして見ていただくということだろうというふ

うに思います。大事なご意見だと思います。ありがとうございます。じゃ、そう
いったことでもう少し、今日でošimaiじゃなく、もう少し皆さんにお付き合い
いただいて最終的な意見としてまとめさせていただきたいとshimaimasu。ありが
とうございました。はい、そうshimasuとshimaisuはこれにてošimaiになります。進行
を事務局にお返したいとshimaimasu。以後よろしくshimaimasu。

(六條室長) まず、本日ごshimaisuいただきました倉吉の都市計画道路の変更についてですが、
これにつきましては6月中旬までに都市計画決定のshimaisuを行う予定としており
shimaimasu。次に今までごshimaisuいただきました大規模集客施設立地誘導条例に基づく意
見聴取につきましては、本件のshimaisu申出につきましては、条例に基づきshimaisuて都
市計画shimaisu議会の意見を踏まえてshimaisuがshimaisuを行った上でshimaisu、shimaisuすることとな
ります。

shimaisuまして、次回第145回都市計画shimaisu議会のshimaisu予定についてでshimaimasu。
7月の13日～24日までの間でshimaisuの方をshimaisuしてshimaimasu。後日、shimaisu調整に
関するshimaisuをshimaisuさせていただきますのでよろしくshimaisuしたいとshimaimasu。7月
の13日～24日までの間です。

(谷本shimaisu長) はい。

(六條室長) なお、shimaisu案としましては、鳥取市の道路の変更、それから岩美町内での道路の
変更、さらに旧東伯町、旧赤碕町、shimaisu在shimaisu浦町となっておりますが、都市計画区
域がそれぞれでありまして、今回それを一体のものにするshimaisu浦都市計画区域への
変更と、さらにその区域内にあります道路の変更、こういったものをshimaisu定している
ところde shimaimasu。ごshimaisu忙中とはshimaimasuしますがshimaisu出席の方よろしくshimaisu願
いしたいとshimaimasu。それではshimaisu以上を持ちましてshimaisu議shimaisu会の方をshimaisu終了いたshimaisuします。どうも
ありがとうございます。